

ふじみ野市スポーツ協会スポーツ教室開設規程

(総則)

第1条 この規程は、ふじみ野市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）の開設するスポーツ教室に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 スポーツ協会は、スポーツ教室を開設することにより、健康で活力に満ちた市民生活を目指し、広く地域住民がスポーツ活動に参加できる機会を提供し、スポーツ活動に対する動機付けを行うとともに、スポーツマンの育成を目指すスポーツリーダーの養成と資質の向上を図ることを目的とする。

(主催・主管)

第3条 スポーツ教室は、スポーツ協会が主催し、開設を希望するスポーツ協会加盟団体が主管する。

(種目)

第4条 スポーツ教室は、初心者教室及びスポーツリーダー教室とする。

(対象)

第5条 スポーツ教室の対象者は、市内在住・在勤・在学者とし、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 初心者教室 基本的な知識及び技能等を習得し、楽しみながら初歩的ゲームができるとともに、仲間づくりを図り、継続してスポーツを生活に取り入れることを目指す初心者及び若干の経験者
- (2) スポーツリーダー教室 リーダーの養成と資質の向上を図るために必要な知識及び技能等の習得を目指す者

(開設基準)

第6条 初心者教室の開設基準は、原則として次の各号に掲げるすべての事項に基づくものとする。

- (1) 延べ20名以上
- (2) 5回以上
- (3) 延べ10時間以上

2 スポーツリーダー教室の開設基準は、原則として次の各号に掲げるすべての事項に基づくものとする。

- (1) 延べ15名以上
- (2) 5回以上
- (3) 延べ10時間以上

(委託料)

第7条 委託料の額は、毎年度予算の定める範囲内において、50,000円を上限とする。

(経費)

第8条 当該事業に要する経費は、スポーツ協会の委託料をもってこれに充て、他の委託料及び補助金等の事業と重複してはならない。

2 交通費・宿泊費・食料費等は、経費に充ててはならない。

(申請)

第9条 各教室の開設を希望する団体は、次に掲げる書類を1部作成し、開催月の前々月末までにスポーツ協会あて申請するものとする。

(1) スポーツ教室計画書(様式第1号)・予算書(様式第2号)・請求書(様式第3号)
但し、調整会議で会場確保を必要とする団体は、12月20日までに提出すること。

(決定)

第10条 各教室の開設は、役員会で決定し、理事会で報告する。

(事故防止)

第11条 各教室の主管団体は、参加者の健康状態を把握し事故の防止に万全を期するとともに、参加者全員をスポーツ傷害保険に加入させなければならない。

(報告)

第12条 各教室の主管団体は、事業実施の結果報告に伴う諸手続を行うとともに、次に掲げる書類を1部作成し、教室終了後速やかにスポーツ協会あて提出しなければならない。

(1) スポーツ教室報告書(様式第4号)・決算書(様式第5号)

(その他)

第13条 この規程に定めのない事項及び教室の運営に関し疑義が生じた場合は、スポーツ協会と主管団体が協議して定める。

附 則

この規程は、平成18年12月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。